

飼養衛生管理基準（牛、めん羊、山羊など）

農林水産大臣は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めており（飼養衛生管理基準。家畜伝染病予防法第12条の3）、家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければなりません。

農場や地域の産業を伝染病から守るため、適正な管理をお願いします。

定期報告
の提出

衛生管理区域を設定（畜舎で使う道具の保管場所、たい肥舎など、全てを含む）
消毒設備などの設置箇所を平面図に記入）

全ての農場で
担当獣医師を
定める

畜舎の定期的な
清掃・消毒
整理・整頓

飲用に
適した水

衛生管理区域・畜舎に
出入りする時は、
手指の洗浄・消毒

ゴム手袋

畜舎ごとの長靴の
交換又は消毒

外に持ち出す物品の消毒

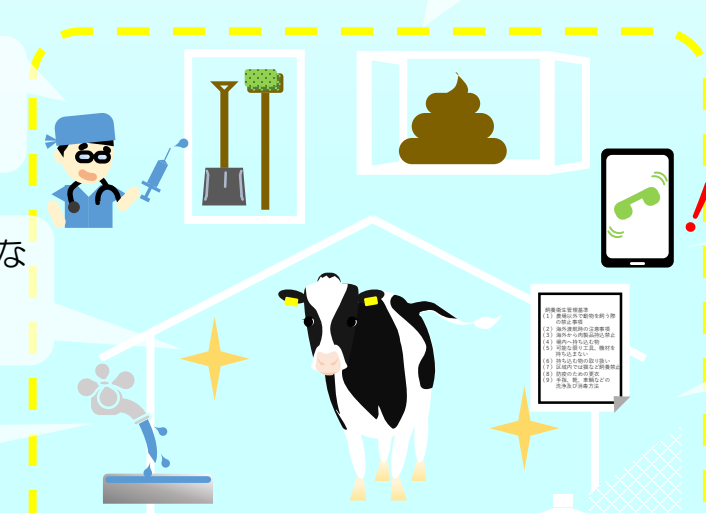
入場記録表の
作成・保管

埋却地の
確保

立入禁止

出入りする車両の消毒
（人が降りる場合、
ハンドル、マットなどの
消毒や交換）

関係者以外が入らないよう、衛生管理区域を明確にする
（看板、カラーコーン、石灰帯などを設置）



放牧制限の準備

特定症状の通報

飼養衛生管理について
マニュアルの整備と周
知・遵守徹底

水や飼料の
保管場所に
野生動物を
侵入させない

海外からの人や物を入れない

- ・人：1週間
- ・海外で使用した服や靴など：4ヶ月

専用の長靴、服を用意
（着替える前後の
靴、服を交差させない）

犬や猫などは、
衛生管理区域の内で
飼わない

病原体

飼養衛生管理基準の遵守率(乳用牛)

別紙2-1

I 家畜防疫に関する基本事項		宗谷管内 遵守率
1 家畜の所有者の責務		
①	関係法令を遵守している。	100.0%
②	自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	99.8%
③	飼養衛生管理者の連絡先を確認の上、下記に示す飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 ・飼養衛生管理区域内に出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 ・従業員等が飼養衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	99.8%
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
①	家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	99.4%
②	農林水産省のウェブサイトで家畜防疫に関する情報を把握している。	93.7%
③	農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	99.8%
④	衛生管理区域、消毒設備の設置場所がわかる農場平面図を備えている。	97.7%
⑤	家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	99.4%
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①	必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	97.1%
②	日頃からマニュアルの内容を確認できるように準備している。	97.1%
③	農場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	98.0%
4 記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	86.7%
②	消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	85.5%
③	衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	84.0%
④	所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、保存している。	82.8%
⑤	家畜の頭数や健康状態等を記録を作成し、保存している。	87.7%
⑥	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、保存している。	99.4%
⑦	家畜の異状に関する記録を作成し、保存している。	99.2%
⑧	家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	99.4%
5 大規模所有者が講じる措置		
①	特定症状を確認した際の通報ルールを作成し、従業員へ周知している。	100.0%
②	畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。	100.0%
6 獣医師等の健康管理指導		
	担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	97.8%
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
	野生動物で口蹄疫等が確認された場合等、農林水産大臣が指定する地域で追加される措置に対し、準備している。 【参考】 項目14 他の畜産関係施設等に立ち上った者を衛生管理区域に立ち入らせない。 項目21 安全な資材の利用	98.8%
8 衛生管理区域の設定		
①	区域には、畜舎、堆肥舎、放牧地等の関連施設が全て含まれている。	99.8%
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。	98.8%
③	出入口を必要最小限にし、家畜・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	98.4%
9 放牧制限の準備（令和3年10月施行）		
	放牧制限があった場合に備え、家畜の収容設備を確保している。	86.3%
10 埋却等の準備		
	死体の処理に必要な埋却地の確保をしている。又は焼却若しくは化製処理のための準備措置を講じている。	98.8%
11 愛玩動物の飼育禁止		
	衛生管理区域外で給餌する等、衛生管理区域内に侵入しないよう対策を講じている。	98.4%
12 密飼いの防止		
	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	99.8%
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにし、衛生管理区域に立ち上った者が家畜に接触させないよう措置を講じている。	97.5%
14 他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	他の畜産施設に立ち上った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち上らせていない（獣医師等を除く）。	98.0%
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立ち上る者に対し、手指・靴の消毒をしている。	99.4%
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
①	立ち上る者に対し衛生管理区域で使用する衣服及び靴を着用させている。	96.5%
②	①について、交換靴は十分に洗浄・消毒を徹底した上で対応している。	98.2%
③	①について、衣服は清潔に保っており、汚れたものと混ざらない。当該衣服及び靴は定期的に洗浄及び消毒を行っている。	96.5%
17 衛生管理区域に立ち上る車両の消毒等		
①	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。	96.7%
②	車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。	82.8%
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	他の畜産関係施設等で使用した物品は、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	97.1%
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を区域に持ち込まない。	99.2%
20 飲用水の給与		
	飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。	100.0%

21 安全な資材の利用（項目7 大臣指定地域関係）		
	当該地域で感染リスクがある農産物等を飼料や敷料等に利用していない。	99.8%
22 家畜を導入する際の健康観察等		
①	導入元の伝染性疾病の発生状況、導入畜の健康状態を確認している。	99.4%
②	導入家畜に異状がないことを確認するまで、他の家畜と接触させない。	98.0%
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
	畜舎に立入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。	97.7%
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		
①	畜舎の出入口で靴の洗浄・消毒を実施している。	100.0%
②	靴に排せつ物や汚れが付着した場合洗浄・消毒を実施している。	99.8%
25 器具の定期的な清掃又は消毒等		
①	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	98.8%
②	注射針や人工授精用器具等の物品は、一頭ごとに交換又は消毒をしている。	99.8%
26 畜舎外での病原体による汚染防止		
	家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない。	99.4%
27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管		
	死体を保管する場合、保管場所への野生動物の侵入防止対策を講じている。	99.6%
28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
	給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。	98.4%
29 ねずみ及び害虫の駆除		
	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うための措置を講じている。	98.6%
30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
①	不要な資材等の処分、除草等を行い、整理整頓に努めている。	99.8%
②	敷地内の消毒を定期的に行っている。	97.7%
31 畜舎等施設の清掃及び消毒		
	畜舎等の衛生管理区域内の施設を定期的に清掃及び消毒している。	99.2%
32 毎日の健康観察		
	飼養する家畜の健康観察を行っている。	100.0%
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 （※消毒薬・方法については項目15と同じ）	98.2%
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
	衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 （※消毒薬・方法については項目17と同じ）	96.9%
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
	衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じている。 （※消毒薬・方法については項目18と同じ）	97.3%
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		
①	家畜を出荷・移動する場合には、家畜の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	99.6%
②	家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないように措置を講じている。	99.8%
37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
①	特定症状を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する体制を構築している。	99.8%
②	特定症状が確認された場合、家畜、死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を中止している。	99.8%
③	特定症状が確認された場合、物品の移動を中止している。	99.8%
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①	特定症状以外の異状で、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	99.8%
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷を中止している。	99.8%
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	99.8%
④	特定症状以外の異状が確認された場合獣医師の診療を受け、指導に従っている。	99.8%

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

飼養衛生管理基準の遵守率(肉用牛)

別紙 2-2

I 家畜防疫に関する基本事項		宗谷管内 遵守率
1 家畜の所有者の責務		
①	関係法令を遵守している。	100.0%
②	自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	100.0%
③	飼養衛生管理者の連絡先を確認の上、下記に示す飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 ・飼養衛生管理区域内に入出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 ・従業員等が飼養衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	100.0%
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
①	家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	100.0%
②	農林水産省のウェブサイトで見守りに関する情報を把握している。	96.4%
③	農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	100.0%
④	衛生管理区域、消毒設備の設置場所がわかる農場平面図を備えている。	100.0%
⑤	家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	100.0%
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①	必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	96.4%
②	日頃からマニュアルの内容を確認できるように準備している。	96.4%
③	農場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	100.0%
4 記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	71.4%
②	消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	75.0%
③	衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	71.4%
④	所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、保存している。	71.4%
⑤	家畜の頭数や健康状態等を記録を作成し、保存している。	71.4%
⑥	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、保存している。	100.0%
⑦	家畜の異状に関する記録を作成し、保存している。	100.0%
⑧	家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	100.0%
5 大規模所有者が講じる措置		
①	特定症状を確認した際の通報ルールを作成し、従業員へ周知している。	100.0%
②	畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。	100.0%
6 獣医師等の健康管理指導		
	担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	100.0%
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
	野生動物で口蹄疫等が確認された場合等、農林水産大臣が指定する地域で追加される措置に対し、準備している。 【参考】 項目14 他の畜産関係施設等に立ち入った者を衛生管理区域に立ち入らせない。 項目21 安全な資材の利用	100.0%
8 衛生管理区域の設定		
①	区域には、畜舎、堆肥舎、放牧地等の関連施設が全て含まれている。	100.0%
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。	100.0%
③	出入口を必要最小限にし、家畜・資材等の搬入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	100.0%
9 放牧制限の準備（令和3年10月施行）		
	放牧制限があった場合に備え、家畜の収容設備を確保している。	75.0%
10 埋却等の準備		
	死体の処理に必要な埋却地の確保をしている。又は焼却若しくは化製処理のための準備措置を講じている。	100.0%
11 愛玩動物の飼育禁止		
	衛生管理区域外で給餌する等、衛生管理区域内に侵入しないよう対策を講じている。	100.0%
12 密飼いの防止		
	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	100.0%
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにし、衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触させないよう措置を講じている。	100.0%
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	他の畜産施設に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち入らせていない（獣医師等を除く）。	100.0%
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立ち入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。	100.0%
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
①	立ち入る者に対し衛生管理区域で使用する衣服及び靴を着用させている。	96.4%
②	①について、交換靴は十分に洗浄・消毒を徹底した上で対応している。	96.4%
③	①について、衣服は清潔に保っており、汚れたものと混ざらない。当該衣服及び靴は定期的に洗浄及び消毒を行っている。	100.0%
17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
①	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。	96.4%
②	車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。	75.0%
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	他の畜産関係施設等で使用した物品は、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	100.0%
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を区域に持ち込まない。	100.0%
20 飲用水の給与		
	飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。	100.0%

21 安全な資材の利用（項目7 大臣指定地域関係）		
	当該地域で感染リスクがある農産物等を飼料や敷料等に利用していない。	100.0%
22 家畜を導入する際の健康観察等		
①	導入元の伝染性疾病の発生状況、導入畜の健康状態を確認している。	100.0%
②	導入家畜に異状がないことを確認するまで、他の家畜と接触させない。	96.4%
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
	畜舎に立入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。	100.0%
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		
①	畜舎の出入口で靴の洗浄・消毒を実施している。	100.0%
②	靴に排せつ物や汚れが付着した場合洗浄・消毒を実施している。	100.0%
25 器具の定期的な清掃又は消毒等		
①	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	96.4%
②	注射針や人工授精用器具等の物品は、一頭ごとに交換又は消毒をしている。	100.0%
26 畜舎外での病原体による汚染防止		
	家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない。	100.0%
27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管		
	死体を保管する場合、保管場所への野生動物の侵入防止対策を講じている。	100.0%
28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
	給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。	100.0%
29 ねずみ及び害虫の駆除		
	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うための措置を講じている。	92.9%
30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
①	不要な資材等の処分、除草等を行い、整理整頓に努めている。	96.4%
②	敷地内の消毒を定期的に行っている。	96.4%
31 畜舎等施設の清掃及び消毒		
	畜舎等の衛生管理区域内の施設を定期的に清掃及び消毒している。	100.0%
32 毎日の健康観察		
	飼養する家畜の健康観察を行っている。	100.0%
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 （※消毒薬・方法については項目15と同じ）	100.0%
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
	衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 （※消毒薬・方法については項目17と同じ）	96.4%
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
	衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じている。 （※消毒薬・方法については項目18と同じ）	96.4%
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		
①	家畜を出荷・移動する場合には、家畜の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	100.0%
②	家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないように措置を講じている。	96.4%
37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
①	特定症状を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する体制を構築している。	100.0%
②	特定症状が確認された場合、家畜、死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を中止している。	100.0%
③	特定症状が確認された場合、物品の移動を中止している。	100.0%
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①	特定症状以外の異状で、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	100.0%
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷を中止している	100.0%
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	100.0%
④	特定症状以外の異状が確認された場合獣医師の診療を受け、指導に従っている。	100.0%

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

飼養衛生管理基準の遵守率(馬)

別紙2-3

I 家畜防疫に関する基本事項		宗谷管内
1 馬の所有者の責務		
①	関係法令を遵守している。	92.3%
②	自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	92.3%
③	飼養衛生管理者の連絡先を確保の上、飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 ・飼養衛生管理区域内に出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 ・従業員等が飼養衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	92.3%
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
①	家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	100.0%
②	農林水産省のウェブサイトで家畜防疫に関する情報を把握している。	84.6%
③	牧場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	92.3%
④	衛生管理区域、消毒設備の設置場所がわかる平面図を備えている。	92.3%
⑤	家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	100.0%
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
①	必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	92.3%
②	日頃からマニュアルの内容を確認できるよう準備している。	92.3%
③	牧場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	92.3%
4 記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	92.3%
②	消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	92.3%
③	衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	92.3%
④	所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を、保存している。	84.6%
⑤	馬の頭数や健康状態等を記録、保存している。	92.3%
⑥	馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、保存している。	92.3%
⑦	馬の異状に関する記録を作成し、保存している。	92.3%
⑧	家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	92.3%
5 獣医師等の健康管理指導		
	担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	92.3%
6 衛生管理区域の設定		
①	区域には、厩舎、堆肥舎等の一連の関連施設が含まれている。	100.0%
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。	100.0%
③	出入口を必要最小限にしている。馬・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	100.0%
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
7 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにしている。衛生管理区域に立ち入った者が馬に接触しないよう措置を講じている。	100.0%
8 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	他の馬の飼養施設等に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち入らせない（獣医師等を除く）。	100.0%
9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立ち入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。	100.0%
10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。	92.3%
11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	他の馬の飼養施設等で使用した物品は、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	100.0%
12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を区域に持ち込まない。	100.0%
13 飲用水の給与		
	飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。	100.0%
14 馬を導入する際の健康観察等		
①	導入元の伝染性疾患の発生状況、導入する馬の健康状態を確認している。	100.0%
②	導入する馬に異状がないことを確認するまで、他の馬と接触させない。	100.0%
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等		
	厩舎に立ち入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。	100.0%
16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒		
①	厩舎の出入口で靴の洗浄・消毒を実施している。	100.0%
②	靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	100.0%
17 器具の定期的な清掃又は消毒等		
	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	92.3%
18 畜舎外での病原体による汚染防止		
	馬の飼養管理に必要な物品を厩舎に持ち込んでいない。	100.0%
19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管		
	死体を保管する場合、保管場所への野生動物の侵入防止対策を講じている。	100.0%
20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
	給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。	100.0%

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
①	不要な資材等の処分、除草等を行い、整理整頓に努めている。	100.0%
②	敷地内の消毒を定期的実施している。	92.3%
22 厩舎等施設の清掃及び消毒		
	厩舎等の衛生管理区域内の施設を定期的清掃及び消毒している。	92.3%
23 毎日の健康観察		
	飼養する馬の健康観察を行っている。	100.0%
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 (※消毒薬・方法については項9と同じ)	100%
25 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
	衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 (※消毒薬・方法については項目10と同じ)	92.3%
26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
	衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じている。 (※消毒薬・方法については項目11と同じ)	92.3%
27 馬の出荷又は移動時の健康観察		
①	馬を出荷・移動する場合には、馬の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	100.0%
②	馬の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏ししないように措置を講じている。	100.0%
28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①	馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療・指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	92.3%
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷及び移動を中止している。	92.3%
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	92.3%
④	馬に異状が確認された場合、獣医師の診療を受け、指導に従っている。	92.3%

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

【衛生管理区域立入記録票】

様式1

衛生管理区域に立ち入る方は、この記録票に記入してください
 必要な衛生対策の内容を 別添 『畜産施設（牛）に入る際の留意事項』を確認してください
 物品の持込がある場合は必ず消毒すること。物品が汚れた場合は洗浄消毒等をして持ち出すこと。

立入日時	氏名	業種・所属	目的 (※1)	畜舎 立入 有無	家畜 接触 有無	衛生管理区域出入時の消毒等				畜舎出入口 の消毒等	過去1週間 以内の海外 からの入国 (※3)
						車両消毒 (口入/口出)	専用長靴 履替又は消毒	手指洗浄消毒 (手袋着用) (口入/口出)	専用作業着 着用 (※2)		
R4年1月10日	〇〇 ××	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村	飼料配達	有	有	☑/☑	☑	☑/☑	☑	☑/☑	有
午前 午後 1:00		その他 ()		無	無						無
年 月 日	午前 午後 :	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村		有	有	□/□	□	□/□	□	□/□	有
年 月 日		その他 ()		無	無						無
年 月 日	午前 午後 :	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村		有	有	□/□	□	□/□	□	□/□	有
年 月 日		その他 ()		無	無						無
年 月 日	午前 午後 :	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村		有	有	□/□	□	□/□	□	□/□	有
年 月 日		その他 ()		無	無						無
年 月 日	午前 午後 :	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村		有	有	□/□	□	□/□	□	□/□	有
年 月 日		その他 ()		無	無						無

※1 所属や氏名から立入の目的が明らかな場合は省略することができます。

※2 家畜に接触する方は、一農場一着の作業着を着用して下さい。

※3 過去に1週間以内に海外から入国した方（帰国者を含む）は、別添 様式2『海外渡航等の記録』も記入し、入場前に必ず所有者（飼養衛生管理者）に報告し、指示に従って下さい。

農場名 所有者（飼養衛生管理者） (連絡先)

畜産施設（牛）に入る際の留意事項

1 衛生管理区域境界での対応

(1) 衛生管理区域外での作業のみ（レベル1）

作業者	車両消毒	靴	手指消毒	衣服の着替え
全て	不要 ^{※1}	不要 ^{※1}	実施 ^{※2}	不要

※1 衛生管理区域が不明確な場合、農場に助言・指導の上消毒を実施。

※2 衛生管理に関連する物品に触れない場合は不要だが、一般的な感染症対策として消毒。

(2) 衛生管理区域内での作業がある場合

① 畜舎（家畜が飼養されている区画）に入らない場合（レベル2）

作業者	車両消毒	靴	手指消毒	衣服の着替え
飼料配送会社				
生乳集荷	必須	履き替え・消毒 ^{※3}	必須 ^{※4}	農場作業用の上着や衣服の着用 ^{※5}
営業者			実施 ^{※2}	

② 畜舎（家畜が飼養されている区画）に入る場合（レベル3）

作業内容	車両消毒	靴	手指消毒	衣服の着替え
家畜に触れない	必須	履き替え・消毒 ^{※3}	必須 ^{※4}	農場作業用の上着や衣服の着用 ^{※5}
家畜に触れる				必須 ^{※6}

※3 衛生状況を保つため、乗車時の靴と作業時の靴は必ず分別する。

※4 使い捨て手袋を着用する場合は不要。使い捨てではない手袋を着用する場合は、1農場1組又は使用后消毒。

※5 汚れた場合や農場の物品等に触れた場合には、必要に応じて消毒。

※6 1農場1着とし、複数農場で使い回さない。

2 畜舎出入口での対応

作業内容	作業長靴	手指消毒	物品
家畜に触れない	出入口で消毒	農場内で物に触れる、汚れた場合は消毒又は手袋交換	汚れた場合は洗浄・消毒 ^{※7}
家畜に触れる		出入口で消毒又は手袋を交換	

※7 注射針、人工授精用器具、直腸検査用手袋その他の家畜に触れる物品については、1頭ごとに交換又は消毒

3 その他の留意事項

(1) 1日に複数農場を連続して巡回する場合。

- 各農場に出入りする際、作業長靴を消毒薬に十分浸漬する。
- 移動中は作業長靴を消毒薬を貯めたBOX等に浸漬するか、アルコールスプレーで浸潤させる。

(2) 事務所に戻った後の対応

- 改めて衛生管理区域内で使用した靴を洗浄し、一定時間消毒薬に浸漬すること。

様式 2

【海外渡航等の記録】

1週間以内に滞在した全ての国又は地域名と当該地で畜産関係施設に立入りしたかどうか記載してください。

立入日時	氏名	業種・所属	渡航目的	渡航先	畜産関係 施設立入
				渡航期間	
R4年1月10日 午前 午後 1:00	〇〇 ××	集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()	研修	アメリカ アイオワ州 12/30~1/ 5	有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無
年 月 日 午前 午後 :		集乳 飼配 診療 授精 農協 市町村 その他 ()			有・無

1週間以内の海外渡航歴のある方は入場前に必ず所有者（飼養衛生管理者）に報告し、指示に従ってください。

農場名

所有者（飼養衛生管理者）

（連絡先)

特定症状を呈する家畜の通報規定

次の①～③のいずれかの症状を呈している家畜を発見した従業員は、**直ちに宗谷家畜保健衛生所へ通報すること。**(通報に際し社長の許可は不要)

会社名：

令和 年 月 日

症 状 (牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし)

①次のいずれにも該当すること。

イ 39℃以上の発熱

ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅低下又は泌乳停止のいずれか

ハ 口腔内等(※)に水泡等(※)があること。

※ 口腔内等：口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭、乳房

※ 水泡等：水泡、びらん、潰瘍、瘢痕(外傷に起因するものを除く)

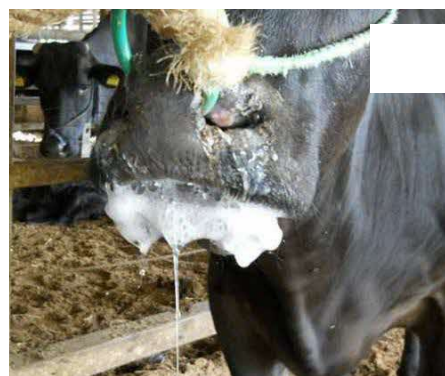
* 鹿の場合は、イ・ハに該当すること

②同一の畜房内(1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が、当日及び前日の2日感において死亡すること。

*ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

特定症状の例



泡沫状流涎



舌の水疱が破れてびらん状を呈す、口唇のびらん



乳頭の水疱

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738

枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

Tel 01634-2-2106

Fax 01634-2-4340

閉庁時(休日、夜間) 宗谷総合振興局(直通)0162-33-2516

外国からの従業員を受け入れていらっしゃる 農家の皆様へのお願い

～海外から**口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ**などの
病気を侵入させないために～

母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、
輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。

このため

- **国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を
外国人の従業員のみなさまに確認するようお願いいたします。
また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らない**ように、
外国人の従業員のみなさまに**周知**いただきますようお願いいたします。
- 郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、
速やかに下記までお知らせください。

※ このような検査済のスタンプはありますか？ →



農林水産省 動物検疫所
北海道・東北支所 検疫課
TEL:0123-24-6080
FAX:0123-24-6091

北海道農政部生産振興局畜産振興課
TEL:011-204-5441
FAX:011-231-1064

リーフレット「来日するあなたへのお願い」（動物検疫所HPより）

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- **国際郵便でも送れません。**母国の家族や知人に**国際郵便**で**肉製品や果物・野菜等**を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- 日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省
動物検疫 植物防疫



【令和5年シーズンの様式】

飼養衛生管理の自己点検結果について（宗谷家保様式）

【令和 年 月点検分】

宗谷家畜保健衛生所 宛て

家きん飼養農場(100羽以上※)が
鳥インフルエンザハイリスク期間中、
毎月報告する様式

※エミュー・ダチョウは10羽以上

農場名（所有者氏名）：

飼養規模 ： 羽（ 月1日現在）

連絡先 ：

毎月1日時点における、衛生管理の自己点検結果を報告します。

項目	点検内容	点検結果
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等を実施している	
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置し、使用している	
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等を実施している	
20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等を実施している	
21	家きん舎ごとの専用の靴の設置し、使用している	
24	野生動物の侵入防止のネット等設置の上、点検を行い、破損部の修繕を実施している	
26	殺鼠剤や粘着シート等でねずみ及び害虫の駆除を実施している。	

※作成上の注意

- 1 自己点検は、令和5年10月から令和6年5月までの間、毎月1日時点の点検結果を記載し、毎月10日までに宗谷家畜保健衛生所に提出してください。
- 2 点検結果の欄には、遵守している場合は「○」、改善がある場合「×」を記入してください。
- 3 項目番号及び点検内容は、飼養衛生管理基準に規定に基づきます。